

事 務 連 絡
令和 2 年 1 0 月 2 3 日

各局等家畜伝染病関係者 各位

大臣官房危機管理官

フィリピンから違法に持ち込まれた豚肉製品からのアフリカ豚熱ウイルスの分離について（情報提供及び協力依頼）

今般、フィリピンから携帯品として違法に持ち込まれた豚肉製品から、89 例目となるアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出され、精密検査を行った結果、3 例目となる感染性のあるウイルスが分離されたことを踏まえ、別添のとおり、農林水産省より協力依頼がございました。

つきましては、各局等におかれては、関係事業者等に対し、下記について周知等いただけますよう、お願いいたします。

記

- 1 本件について、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者、旅行会社等に周知すること。
- 2 本法に違反する疑いのある事案を認めた時は、最寄りの動物検疫所に連絡していただくよう、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者、旅行会社等に周知すること。
(参考) 「動物検疫所の所在地一覧」 <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>
- 3 改正後の法第 46 条の 4 第 1 項に基づき、動物検疫所長より、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航旅客船事業者に対して、航空機内や船舶内で、動物検疫に関するアナウンスの実施や空海港における靴底消毒マットの設置、広報ポスターの掲示等の協力依頼を行うことについて、御了知いただくとともに関係団体に周知すること。

なお、動物検疫所では、下記のウェブサイトを用いて、動物検疫措置の周知を実施しておりますので、御了知いただきますようお願いいたします。

○動物検疫所ウェブサイト

「海外からの肉製品の持ち込みについて」

(英語) <http://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>

(簡体字) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn.html

(繁体字) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn_han.html

(ハングル) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_kr.html

(ベトナム語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_vn.html

(タガログ語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_ph.html

(タイ語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_th.html

(スペイン語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_es.html

(フランス語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_fr.html